

令和7年度

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税

特別徴収のしおり

山形県三川町
町民課 税務係

〒997-1301

山形県東田川郡三川町大字横山字西田85

TEL 0235-35-7026 FAX 0235-66-3139

特別徴収の取扱いについて

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収については、格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。
例年のとおり、令和7年度分の関係書類を送付いたしますので、次の説明事項をご覧のうえお取扱いくださるようお願い申し上げます。

1. 納税義務者への通知書交付

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）は特別徴収義務者（事業所）より速やかに本人（納税義務者）に交付くださるようお願いいたします。

すでに退職、転勤等の異動により交付できないものは、お手数でも理由を書いて5月末日までに役場町民課税務係へ返送してください。

2. 税額の徴収方法

給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）の各月分記載の額を給料等の支払いの際徴収してください。月割相当額に100円未満の端数が生じる場合は6月に加算するため、6月分と7月以降分の月割額が相違している場合があります。

なお、年税額が均等割相当額（6,000円）以下のときは、6月に徴収させていただきます。

3. 税額の納入のしかた

納税義務者から徴収した月割額は、徴収した月の翌月10日まで別綴りの納入書によって納入してください。（納期限が休日の場合は民法の規定により翌日又は翌々日となります。）

なお、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の特別徴収義務者については、町長の承認を受けて6月から11月まで徴収した税額を12月10日まで、12月から翌年5月までに徴収した税額を6月10日までの年2回で納入することができますので、希望される場合は「特別徴収税額の納期の特例申請書」により申請してください。（用紙は税務係窓口にある他、町ホームページからダウンロードできますので、印刷してご利用ください。）

三川町役場トップページ→暮らし→税金（町民税・県民税）→給与所得に係る町民税・県民税・森林環境税の特別徴収について
納入は、下記金融機関または地方税共通納税システムからお手続きください。

共通納税については、eTAX 共通納税のページからご確認ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/>

4. 月割額を納期限まで納入しないとき

ア. 納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状の到達後も特別徴収税額を完納しない場合においては、国税徴収法に規定する例により、滞納処分を受ける場合があります。

イ. 納期限までに完納しないときは、地方税法及び三川町税条例の規定により、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、税額（1,000円未満の端数及び税額の全額が2,000円未満の場合はその全てを切捨てる。）に納期限から1ヶ月を経過する日までの期間は、延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合）に、年1%の割合を加算した割合）に1%を加算した割合を、1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間は、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合を、それぞれ乗じて合算した額の延滞金を徴収します。

5. 税額の納入場所

庄内たがわ農業協同組合

鶴岡信用金庫

山形銀行

ゆうちょ銀行

荘内銀行

きらやか銀行

東北労働金庫

6. 退職等による納税義務者の異動の届出

納税義務者が退職、転勤、休職、死亡等により、給料の支払いを受けなくなったときは、翌月から当該納税義務者にかかる町民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務がなくなりますから、翌月 10 日までに「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」(後綴り)によって報告してください。

● 退職等により異動した納税義務者にかかる町民税・県民税・森林環境税の取扱い

ア. 転勤先で特別徴収を希望するとき

納税義務者の勤務場所が異動し、異動先の事業所等において引き続き特別徴収を希望するときは、旧特別徴収義務者を通じて申し出れば引き続き特別徴収の取扱いができます。

イ. 普通徴収への変更

退職等により、特別徴収されないこととなった残額(未徴収税額)は「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」により普通徴収に変更され、直接本人へ納税通知書を交付して徴収することになります。

ウ. 未徴収税額の一括徴収

退職等により特別徴収されないこととなった場合は、普通は「イ」の取扱いになりますが、その納税義務者本人から未徴収税額を一括して特別徴収の方法で徴収してもらいたいという申し出があるときは、特別徴収義務者が一括して徴収することができます。できるだけ一括納入するよう納税者に指導をお願いします。

また、令和 8 年 1 月 1 日以降に退職等される方の未徴収税額については、最後に支給される給与、退職手当等から差引いて納入(一括徴収)しなければなりませんので、ご注意ください。

7. 税 額 の 変 更

特別徴収税額を通知した後に、税額が変更になることがあります。そのときは特別徴収義務者と納税義務者へ「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますから、「納税義務者への通知書」は早急に本人に交付し、月割税額は変更後の額で納入してください。

8. 退職所得の分離課税にかかる特別徴収について

退職所得に対する課税は、分離課税として所得税の源泉徴収と同時に特別徴収されますので、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」によって取扱ってください。

9. そ の 他

ア. 納税義務者が個人別通知書に記載された事項について不服があるときは、通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 箇月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

イ. 特別徴収税額異動整理表は、納税者特別徴収税額の総括表として合計税額(特別徴収税額の通知書記載の額)を記入し、退職または税額変更通知書により、そのつど理由と月日を付記しご利用ください。

ウ. 事業所の所在地等に変更があった場合は、「特別徴収義務者所在地・名称・代表者変更届出書」(後綴り)によって報告してください。

エ. 町県民税の徴収方法については、地方税法第 321 条の 4 及び町税条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある給与支払者は町県民税を「特別徴収」の方法により徴収しなければならないことになっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

令和 年度給与所得等に係る町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額異動整理表 (例)

(単位 円)

処 理 月 日	人 員	町民税 県民税 合計額	6 月分	7 月分	8 月分	9 月分	10月分	11月分	12月分	1 月分	2 月分	3 月分	4 月分	5 月分	異 動 者 氏 名 月 日 理 由 等
5.24	20	261,400	22,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	21,700	当初分（特別徴収 税額通知書による）
8.9	△ 1	△ 10,000			△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	山川秋子 8 月 5 日 退職による減
	19	251,400	22,700	21,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,700	
12.5	0	△ 700							△ 200	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	△ 100	山田二郎 税額変更 通知による減
	19	250,700							20,500	20,600	20,600	20,600	20,600	20,600	
12.5	0	1,300							300	200	200	200	200	200	海野花子 税額変更 通知による増
	19	252,000							20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	20,800	
2.3	△ 1	△ 2,000									△ 500	△ 500	△ 500	△ 500	山野三郎 2 月 3 日 転勤により減
	18	250,000									20,300	20,300	20,300	20,300	
2.3	1	3,600									900	900	900	900	甲野春子 2 月 3 日 転勤により増
	19	253,600									21,200	21,200	21,200	21,200	
3.10	△ 1	0										2,000	△ 1,000	△ 1,000	乙野秋郎 3 月 10 日退 職による一括徴収
	18	253,600										23,200	20,200	20,200	
計	18	253,600	22,700	21,700	20,700	20,700	20,700	20,700	20,800	20,800	21,200	23,200	20,200	20,200	

令和 年度町民税・県民税・森林環境税特別徴収への切替申請書

										特別徴収義務者 指定番号		※新規の場合、空欄									
三川町長殿			給与 支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒										この申請書に 応答される方	部署 (課・係)					
				氏名 又は名称												氏名					
				法人番号															TEL		
				代表者の 職氏名																	
令和 年 月 日提出																					

給与 所得者	フリガナ											左記の者の町民税及び森林環境税について、 <input type="text"/> 月分 (月 日納期限) から特別徴収します。 ※普通徴収 <input type="text"/> 期分まで本人が納付済			
	氏名	(旧姓)													
	受給者番号 ※ない場合、空欄	生年月日	昭和 平成	年	月	日	申請理由			1. 本人からの申し出のため 2. 入社のため (令和 年 月 日入社) 3. その他 ()					
	1月1日現在の住所	三川町大字													備考
現住所															

注 意 事 項	1. この書類を受領してから税額通知書が送付されるまで約2~3週間かかりますので、特別徴収の開始月はこの点を配慮のうえ 余裕を持って記入してください。なお、税額等について事前連絡が必要な場合は、備考欄にその旨を記入してください。 2. 特別徴収への切替は、前年中に給与所得がある方に限ります。 3. 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号」欄には、法人番号を記載してください。 なお、個人事業主の方が提出される場合は個人番号の記載は不要ですので、「法人番号」欄は空欄のまま提出してください。										※市町村記入欄		
											基 幹		
											支 援		
										/ 入力済			
										/ 入力済			

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年 度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
三 川 町 長 殿 令和 年 月 日 提出			所在地 〒							特別徴収義務者 指 定 番 号			
										宛 名 番 号			
			フリガナ							担 連 所 属			
			氏 名 又 は 氏 名							当 絡 氏 名			
個人番号 又は法人番号							者 先 電 話		内 線 ()				
フリガナ							異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
氏 名		(ア) 特別徴収税額(年税額)					(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)				
生年月日							月 月 月 月		年 年				
個人番号							月 月 月 月		月 月 月 月				月 月 月 月
受給者番号		月 月 月 月		月 月 月 月		月 月 月 月							
1月1日現在の住所		円		円		円							
異動後の住所		円		円		円							

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	(新規) 法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所 在 地	〒									
	フリガナ						受 給 者 番 号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
	氏 名 又 は 氏 名						内 線 ()				

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。		
	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					月 日	円				

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため					※市町村記入欄				
	2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため					基 幹					
3. 死亡による退職であるため					現 年	/ 入力済	/ 入力済				
					新 年	/ 入力済	/ 入力済				

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

三 川 町 長 殿		令和 年 月 日 提出	(義務者) 給与支払者	所在地											〒	年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
				フリガナ															
				氏名又は名称												特別徴収義務者指定番号			
				個人番号又は法人番号												宛名番号			
															担連	所属			
															当絡	氏名			
															者先	電話	内線 ()		

給与所得者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名																
	生年月日	年	月	日									月	月	年	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他(事由・理由)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
	個人番号												月	月	月	右から番号を記入	右から番号を記入
	受給者番号												月	月	日		
	1月1日現在の住所											円	円	円			
異動後の住所																	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	(新規) 法人番号																				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を											
	所在地	〒																				_____ 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。											
	フリガナ																					受給者番号 _____											
氏名又は名称																															納入書の要否(新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要		
																														内線 ()			

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。		
	2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月	日	円			

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 右から番号を記入	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										※市町村記入欄										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="width: 10%;">基幹</td> <td style="width: 10%;">支援</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">現年</td> <td style="width: 10%;">/ 入力済</td> <td style="width: 10%;">/ 入力済</td> </tr> <tr> <td>新年</td> <td>/ 入力済</td> <td>/ 入力済</td> </tr> </table>				基幹	支援	現年	/ 入力済	/ 入力済	新年	/ 入力済	/ 入力済
		基幹	支援																														
現年	/ 入力済	/ 入力済																															
新年	/ 入力済	/ 入力済																															
2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため																																	
3. 死亡による退職であるため																																	

特別徴収義務者所在地・名称・代表者変更届出書

◎ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日 三川町長 殿	給 与 支 払 者	(特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	郵便番号 -		特別徴収義務者 指 定 番 号					
			氏名又は 名 称					連絡者の係 及び氏名並 びにその 電 話 番 号	係		
			法人番号								氏名
			代表者の 職 氏 名						電話 () -		

※ 市記 町入 村欄	基 幹	支 援
	/ 入力済	/ 入力済

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事 項	変 更 前	変 更 後
フリガナ	〒 -	〒 -
所 在 地 (住 所)		
フリガナ		
文 書 送 付 先 <small>(上記所在地以外へ送付の場合記入してください。)</small>		
フリガナ		
名 称 (氏 名)		
フリガナ		
代 表 者		
備 考		

- ・ 誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
- ・ 代表者のみの変更の場合は、提出の必要はありません。

・ 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の法人番号を記載してください。

ゆうちょ銀行・郵便局の指定
について

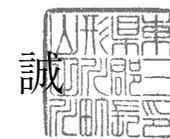
特別徴収税額の納入に東北6
県以外に所在するゆうちょ銀
行・郵便局を利用される場合は、
そのゆうちょ銀行・郵便局を本
町の町民税・県民税・森林環境
税(特別徴収税額)取扱店・局に
指定しなければなりませんの
で、当初納入される際に、右の
「指定通知書」にご利用になるゆ
うちょ銀行店名・郵便局名及び
提出年月日を記載して、そのゆ
うちょ銀行・郵便局に提出して
ください。

なお、前年度に利用した指定
ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度
も引き続き利用できますから、
提出の必要はありません。

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 () 支店長 様
() 郵便局長 様

山形県東田川郡三川町長 阿 部



指 定 通 知 書

貴店・局を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づいて、当町の町民税・
県民税・森林環境税（特別徴収税額）取扱店・局に指定しましたので通知します。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1. 口座番号 | 02280-0-960333 |
| 2. 加入者の名称 | 三川町会計管理者 |
| 3. 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター
郵便番号 980-8794 |